資料 9-1

パブリックコメント対応表(案) - 冷凍則関係のみ

:技術的内容の変更を必要とする意見及び対応(案) 凡例

:表現上の修正等で対応できる意見及び対応(案)

今後の検討事項、対応事項

- :内容に関するものではない意見、パブコメ版以前の版をもとにした意見、その他

無印:対応不要と考えるもの

整理番号	提出されたご意見の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
3	定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案) 保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案) 2.2 火気の付近にないこと (意見) 「・・・・ただし、前回定期自主検査以降の1年間に(前回保安検査以降の3年間に)高圧部と・・・・」について、「の1年間に」「の3年間に」を削除すべき。 (理由) 単に『・・・・ただし、前回定期自主検査(前回保安検査)以降高圧部と・・・・』でよい。		要領·基 準の8 ページ
4	定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案) 保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案) 2.3 流出防止措置 (意見) 「・・・・ただし、前回定期自主検査以降の1年間に(前回保安検査以降の3年間に)設置状況に変更・・・・」について、「の1年間に」「の3年間に」を削除すべき。 (理由) 単に「・・・・ただし、前回定期自主検査(前回保安検査)以降設置状況に変更・・・・・。 でよい。		要領·基 準の9 ページ

整理番号	提出されたご意見の内容	ご 意 見 に 対 す る 考 え 方 対 応 内 容	備考
10	保安検査基準 全般 (意見) 保安検査は、都道府県、指定保安検査機関等様々な主体により実施されることから、詳細な保安検査方法については疑義が生じないよう客観性・透明性を持たせ、検査項目と判定基準を明確化し、統一的な運用を図るため、保安検査記録書(チェックリスト)の様式を各検査基準の中に追加すべき。 (理由)	かどうか) について、・・・・』	
12	保安検査基準 全般 (意見) 法令技術基準を軸に保安検査基準との関連を示した一覧表があると整理に 役立つ。 (理由)	技術基準について、類似の性格のものをまとめた目次構成として いますが、出版の際に参考として対応表を付すことを検討いたしま す。	
13	全般 (意見) 目視検査重視の検査基準となっているので、定義を明確にしてお〈必要があ る。 (理由)	耐圧性能及び強度の確認における目視検査についてのご提案と 理解しますが、現在、日本非破壊検査協会において目視検査の規 格を検討中であり、その成案ができあがり次第対応することといた します。	
16	パプコメについて (意見) 最終の成案でパブリックコメントを募集すべき。用語の不統一、同一検査項目 に係る基準内及び基準間の不整合などが残っている。	当協会として本格的なパブリックコメントは初めてであり、不備がありましたことをお詫びいたします。 ご意見は、今後のパブリックコメントの実施に反映いたします。	

整理番号	提出されたご意見の内容	ご 意 見 に 対 す る 考 え 方 対 応 内 容	備考
20	定期自主検査実施要領(一般高圧ガス保安規則関係)(案) 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 (意見) 定期自主検査での項目として「耐圧性能及び強度」が示されているが、規則 (一般則第83条第3項)で定期自主検査から「耐圧試験に係るものを除く。」と されている事との関係を明確にすべき。 (理由)	.総則 2.検査項目及び検査方法を次のように変更します。 『技術基準の適合状況(許可時に要求された性能を満足している かどうか)について、 .定期自主検査の方法に示す検査項目に 応じた方法により行う。なお、一般則第83条第3項により、定期自 主検査では、耐圧試験に係る検査を実施する義務はないが、保安 検査において定期自主検査の実施記録により検査する場合の対 応として、本要領には耐圧性能に係る検査項目も規定している。』 他規則定期自主検査実施要領の同様箇所も対応します。	要領の3 ページ
21	定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案) .総則 2.検査項目及び検査方法 (意見) 耐圧性能に係る規定を加えている理由を記述すべき。 (理由) 法第35条の2の規定に(耐圧試験に係るものを除く)とあり、定期自主検査に は耐圧試験に係る検査実施の義務はない。	整理番号20の対応内容をご参照下さい。	
24	定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案) 保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案) 1.1 警戒標 (意見) 目視検査の方法として、「必要に応じ図面との照合」も含むと補足すべき。 (理由) 許可申請時の図面に警戒標の位置を記入しており、目視検査の方法をより明確にするため。	目視検査の後ろに『(必要に応じて、図面と照合して行うものをいう。)』を追記します。 注:他規則の保安検査基準・定期自主検査実施要領についても同様の主旨で対応いたします。	要領·基 準の5 ページ

整理番号	提出されたご意見の内容	ご 意 見 に 対 す る 考 え 方 対 応 内 容	備考
93	保安検査基準(コンピナート等保安規則関係)(案) 他 5.1.1 温度計 5.1.2 圧力計 (2)精度検査 (意見) 「 該当又は類似するJIS規格を参考に定めた許容差」について、もっと具体 的に示せないか。 (理由) "参考に定めた"ものでは、較差が生じる可能性がある。	「類似するJIS規格を参考に定めた許容差」については削除いたします。 「該当するJIS規格に定める許容差又はこれと同等程度以上のもの』とし、該当JIS規格は次のとおりとします。 ・温度計: B7411一般用ガラス製棒状温度計 B7412ガラス製二重管温度計 B7528水銀充満圧力式指示温度計 B7529蒸気圧式指示温度計 C1601指示熱電温度計 C1602熱電対 C1603指示抵抗温度計 C1605シース熱電対・圧力計: B7505ブルドン管圧力計 なお、製造細目告示の改正も予定	要領·基 の15 の15
128	保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)(案) 他 6.19 防消火設備 (1)目視検査 (意見) 消火設備については、単なる外観目視のみでなく、消防法令の基準に準じた 定期的な機能点検も必要でないか。 (理由)	該当箇所を次のように変更いたします。 「(1)目視検査 外観に腐食、破損、変形、その他の異常がなく、使用可能な状態となっていることを1年に1回目視により確認する。」 注:コンビ則定期自主検査実施要領及び他規則保安検査基準・定期自主検査実施要領の同様箇所も対応いたします。	要領·基 準の23 ページ

整理番号	提出されたご意見の内容	ご 意 見 に 対 す る 考 え 方 対 応 内 容	備考
156	定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案) 保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案) 総則 2.検査項目及び検査方法 (意見) コンビ則等の定期自主検査実施要領には、経済産業大臣が認めた基準に係る定期自主検査について記載されている。冷凍則関係にも記載すべき。 (理由) 他規則と整合させた方がよい。	ご意見のとおり他規則と同様記述することといたします。	要領·基 準の3 ページ
157	定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案) 保安検査基準(冷凍保安規則関係)(案) 5.1 圧力計 (意見) 【解説】* 1を次のように改めるべき。 『圧力区分ごととは、圧縮機の吐出圧力、吸入圧力及び潤滑油圧力並びに発生器の冷媒ガスの圧力の別をいう。』 (理由) 文章表現として、『圧力区分ごととは、・・・・の別をいう。』とした方がよい。	ご意見のとおり変更いたします。	要領·基 準の15 ページ
161	定期自主検査実施要領(冷凍保安規則関係)(案) 	ご意見のとおり変更いたします。	要領の 25、26 ページ